

京都帝國大學法學部

經濟論叢

第八卷 第六號

大正八年六月一日發行

論說

資本税の課徴方法……………

公羊家の理想とする大同の社會……………

割地の發生并に發達についての考察……………

企業の經濟的及び道德的性質……………

經濟循環期論……………

植民地領有の目的……………

米國のI.W.W.運動の研究……………

紙幣の減價に就いて……………

時事問題

收入豫算の見積を論ず……………

少年勞働及徹夜業の禁止……………

雜錄

英國の勞働不安……………

ピユツヘルの經濟階段說に就いて……………

法學博士

法學士

法學博士

法學博士

法學博士

法學博士

文學士

神戸 正雄

小島 祐馬

牧野信之助

田島 錦治

財部 靜治

山本美越乃

米田庄太郎

高田 保馬

法學博士

法學博士

法學博士

法學博士

法學士

小川郷太郎

戸田 海市

河田 嗣郎

本庄榮治郎

時事問題

收入豫算の見積を論ず(二)

小川郷太郎

余は此篇に於て我國の收入豫算の見積殊に大正八年度の收入豫算の見積を論評せんとするのであるが、之に先て少しく豫算見積の一般の理論を試み外國の制度を窺て見たいと思ふ。

一體豫算は來らんとする一會計年度に於ける收支の見積である、見積である以上多少實際と相違する事あるは已むを得ざることであるが、其見積が實際に近ければ近い程豫算は正しきものとなるのである、故に豫算編製に當りては收支共に成るべく實際に近きものを得ることを目的とせねばならぬ。若し經費の見積が低きに失するときは政府は後日に追加豫算を提出せねばならぬ、然らざれば豫算の款項に超過し若くは豫算外の支出をなさねばならぬ羽目に陥る、之に反して經費の見積が高きに失するときは、收入の見積をも高くせねばならぬ、借金政策を敢てせねばならぬ然らざれば或る經費を高く見積る代りに他の經費を非常に低く見積らねばならぬ。何れにするも財政上の弊害を生して來る。

收入の見積に於ても同し事で、其見積が高きに失するときは、政府は議會を切抜くるに困難を

感せざらんも實際の収入が見積に及ばない事になり、茲に歲計不足を生し、豫算の實行が出来なくなつて來て、却て政府の不信任を招くに至らう。之に反して収入の見積低きに失するときは、實際の収入は其見積を超過して、茲に剩餘金を生ずるも、剩餘金を生ずることは、一見喜ぶべき事であるやうであるが、爲政者はそれを當てにして、豫算外の支出を敢てし、豫算に依る議會の監督は有名無實とならう、又それが年々の例となると、不知不識の間に、大なる經費の要求が起りてそれを豫算に組み入れ、經費の不當の膨脹を來して、終には年々財政の不足を生ずることゝもならう。是か故に收入見積の高きに過ぐるも低きに過ぐるも共によくないと謂はねはならぬ。

收支の見積が高きに失せず低きに失せない事は正確にして事實に近いといふ事に外ならぬ。そこで收支の見積は正確を要するといふ原則を生ずる。

豫算は由來收支の均衡を保つことを旨とするが故に、收支の見積が正確にして事實に近ければ豫算の實行に當りても收支の均衡を保つことが出来る、收支の見積が正確でなく事實に遠ければ收支の均衡は得て之を期する事が出来ぬ。されは收支の見積の正確なるを要するといふ原則は收支の均衡を保つべしといふ原則と表となり裏となつて居るものといふ事か出来る。

是等の原則は豫算編製に當りて固く守らねはならぬ、若し此原則を守らずとも尙許るべき場合ありとせば、そは之によりて財政政策上の要求を充たし得る場合でなければならぬ、從て其例外は一時的のものたるべきである、例へば、收入を低く見積りて剩餘金を作り之に依て公債を償還し若くは公債の借換をなし、又は正貨の蓄積をなすか如し、伊國は嘗て此方法によりて五分

利公債の借換を行つた、露國は嘗て此方法によりて帝國銀行の正貨準備を多くした、是等は皆一定の財政々策を行ふ手段とするものなるが故に、漫に豫算編製上の原則に戻るとて批難する事出来ぬ。併し乍ら此の如き一定の財政策に出でず、單に剩餘を作らんが爲めに收入見積を餘りに低くする如きは斷して許すべきでない。

二

豫算編製上の原則に従ひ、正確で事實に近い見積をなさんとせば如何なる方法に依るべき乎といふに、それは二に分て觀察せねばならぬ、其一是確定的計算方法で其二是豫想的見積方法である一、確定的計算方法 (die Berechnung) とは一定の據り所よりして殆ど間違なく一定の款項の豫算額を計算することをいふ、従て、此方法を適用するには、其款項の額が何の造作もなく精確に知れ得るものでなければならぬ、年々餘り變動せない様な款項の如きはそれである、よし多少變動しても法律條約并に過去の豫算に依て定まつて居るものは皆此方法に依ることが出来る。例へば收入に就ていへば、配賦税や分擔金の如きものである。

二、豫想的見積方法 (die Schätzung) とは精確に計算すべき據り所なき款項に就て可成事實に近き見積をなすことである、豫算上年々變動する項目は、豫想をなすより外ない、然るにその豫想は事實に近くあらねばならぬ、是に於て財務當局者の經驗なり洞察力が必要となつて來るが、又之と同時に豫想的見積をなす基礎材料がなければならぬ、其豫想的見積をなす基礎材料は之を過去の事實に求むるより外ない、故に豫想的見積は過去の事實に立脚して將來を測るといふ事になる。而し

て其過去の事實に依る程度によりて三の見積方法を區別することが出来る、自動的見積方法、増収見積方法、平均見積方法即ちそれである。

(a) 自動的見積方法 (die automatische Methode) とは、最近の決算の結果を以て將來來らんとする會計年度の收支を見積る方法である。但し法律條約等の變更あるときは、それを斟酌して收支の額を加減することがある、併し乍ら此の如きは寧ろ例外である。普通の場合は最近の決算さへ知らば自ら豫算は編製せられるのである、是れ自動的見積方法と名けらるゝ所以である。最近の決算といへば編製せらるべき豫算より見れば、遅くとも前々年度のものとなる、甚しきは三年前のものとなるそこで此方法は或は le système de la pénultième année ou dell'antépénultième année と名けられる。佛國は一八一五年以來此方法を探り、後中絶せしが第三共和國成て久しき間又之を採用して居つた。

此方法は過去の事實に立脚し過去と將來とを結び付くるに於て長所を有して居るが、重心を過去に置くが爲めに發達して已まざる事實にあてはならぬ嫌がある。殊に収入の發達に關してさうである。故に見積方法は事實に遠かるの結果を生するのである。蓋し普通の場合に於ては収入は年を逐て進むものなるか故に兩三年前の事實を取て兩三年後を律するときは、必ずや剩餘を生ずるに至るであらう、若し不景氣襲ひ來るときは、収入不足を生ずることもあるべきである。是が故に此方法は豫想的見積のよい方法といふことが出来ぬ。

(b) 増収見積方法 (Le système des majorations, die Methode der prozentualen Überschussberechnung)

とは、自動見積方法の如く過去の事實を基礎として見積り、之より得たる収入に豫期せらるべき剩餘を加ふるの方法である、自動見積方法は普通の場合に於て前述の如く剩餘を生ずるを常とするが故に此方法は其剩餘を初より豫算の中に計上せんとするものである。而して其剩餘は、前數年に於て實際収入の増加せる平均額に依て之を計算するのである、此くして此方法は自動見積方法の缺を補ふ爲めに出來たものと謂ふべきである。即ち實際に於ても佛國に於て自動の見積方法の弊を生じた後に至て採用せられた、時は一八八二年で、藏相 Leou Say の意見に依つたものである。

此方法は來らんとする會計年度に於ては最近の決算に於ける年度よりも増收を生ずるものと前提するが故に、之を樂觀的見積方法といふ事も出来る。併し乍ら一ひ經濟界に異變を生ずることあらば増收は到底之を期待すること出來ない、却て減收を生ずる事なしとも限らぬ。現に Leon Say が佛國に於て此方法を採用するや其翌年に至り、はや決算上巨額の缺損を見る事となつた。

(c) 平均見積方法は過去數年の平均を取り、それを基本とし尙種々の事情を斟酌して收支を見積る方法である。數年の結果を平均すれば不規則的現象が消えて規則的現象となる、從て過去の偶然の出來事を取て將來を律するの危険少くなり、豫算は事實に近いて來るのである、而して其平均すべき年數が多くなれば多くなるに從て規則的現象が出て來るが、他方に於ては財政事實は現在より益々遠かるの缺點をも生じて來る、そこで、平均すべき年度は長きに失せず短きに失せざるやうにせねばならぬ。

獨逸は此方法を探つて居るが、多くは三年平均を取る、間々五年平均を取るものもある。年々最も甚しく變動するものに於て之を見るのである。

平均見積方法は獨逸に行はるゝが故に學者或は之を *die deutsche genetische Methode* と名け自動見積方法增收見積方法を *die französische Methode* として區別するものがある。Heckel の如し此獨逸式は佛蘭西式の如く膠柱的でない、過去の平均を基本とするとはいへ多少の斟酌を加へるのである、そこで學者或は又之を自由見積方法 (*die freie Methode*) と名ける Schwarz の如し。

平均見積方法は膠柱的でない所に長所がある。過去の平均を基本とし而もそれに斟酌を加ふるのであるから其結果は最近の決算を取るか如き機械的でもなく又最近の決算豫算に比しては増すことあると同時に減することもあり得べく、常に增收を見積るか如き偏頗的でない、時世の進歩財政事實の發達に順應して増減宜きを得るものである、是が故に此方法は自動的見積方法、增收見積方法の如き佛蘭西式より遙に優れて居ると謂はねはならぬ。併し乍ら此方法も過去の平均に囚はれ過ぐるか故に常に必ずしも實際に適ふと限らぬ、自由見積方法とはいふものゝ其見積の自由は大に制限せられて居る。此方法は經濟界に異變なきときには實際に近い見積をなし得るであらうが、經濟界に變調現はれたる時には餘程事實に遠かつた見積をなすことに歸着するであらう。即ち經濟界が年一年と好景氣を帯ひて來るときには、過去數年の平均を基本としては、見積りが低きに過ぐる事となる、之に反して經濟界が反動時期に入り不景氣の兆を呈したときに、景氣よかりし過去數年の平均を基本としては見積りが高きに過ぐる事となる。是が故に經濟界の状態が

過去と將來と大に異なること明となれる場合には、過去數年の平均數に拘泥すべきでない、尙見積方法に自由を與へねばならぬ。過去數年の平均を基本とする代りに最近の豫算又は事實を基本とするも可なりで、平均すべき年を多くし又は少くするも可なりである。更に過去の平均を基本として一定歩割を加減してもよい。尙詳しくいへば、經濟界が年一年と上り坂にある場合には、過去數年の平均を取ることを止めて最近の收入を基本とするも一方法である。蓋し最近の收入は過去數年の平均收入よりも多く、將に來らんとする年度の收入は更にそれよりも多きを期待すること出来るからである、或は又過去數年の増收率を見出して、基本數に加算するも一方法である、即ち此の如き場合には増收見積方法を加味することにするべきである。之に反して經濟界が反動時期に入り年一年と下り坂に向ふ場合には、過去數年の平均より割引をせねばならぬ、又平均によらずして單獨期間を取らば、之を景氣の絶頂に達したる最近の時期に求めずして、尙之より遠かりたる時期に求むべきである。然れども、これは總ての收入に通し千遍一律になすべきものでない、收入の種類によりて見積りの基本并に加減率を異にせねばならぬ。

我國の收入豫算見積方法は、多くの場合に於て平均見積方法であるけれども、最近の收入を基本とするものもある、又平均見積方法といふも或は三年の平均を基本とするが有り或は二年の平均を基本とするが有りて一様でない。又同一の收入にありても年によりて見積の基本を變更する事もある。當局者の見積の自由が廣い様にも見ゆるが、其實際を見れば又甚しき膠柱主義に陥れる所がある、余はそれを論評せんとするのである。

我國の收入豫算の見積を論評するには、尙收入が何より成り立つかを見ねはならぬ。特別會計に於ける收入は姑らく措く、一般會計に於ける收入に就て之を見るに、經常部は租稅收入、印紙收入、官業及官有財産收入、雜收入、特別會計繰入より成り、臨時部は官有物拂下代、雜收入、地方分擔納付金、港灣設備費納金、河川改修費納金、公債募集金、特別會計資金繰入、帝國學士院學術研究獎勵金受入、下賜金、獻納金、戰時利得稅、前年度繰入金、借入金等より成つて居る、此收入の組織は學理上の確でない、印紙收入の中にも租稅收入が含まれて居り、雜收入の中には手数料使用料と見るべきもの并に官有財産、官業收入と見るべきもの多く含まれて居る。又地方分擔納付金港灣設備納金河川改修費納金は皆河川港灣等に關する經費に就き地方團體が之を分擔するか爲めに國庫に入り來るもので、經費分擔金の名の下に一括する事か出來る、特別會計よりの繰入は支出するか爲めに一般會計を經由せしむるものに外ならぬから計算上の收入と見てもよい。そこで我國の收入は租稅收入、印紙收入、官業及官有財産收入、雜收入、經費分擔金、計算上の收入、官有物拂下代、下賜金寄付金、前年度の繰入金、公債借入金に大別することが出來る。是等收入の中で收入豫算の見積を論ずるに當て眼中にするに及ばぬものがある、公債募集金、前年度の繰入金は即ちそれである。是等は經費に對し收入の足らざることを反證するものとも見ることが出來る。

次に是等收入の中で、經費分擔金、計算上の收入、下賜金、寄附金は、比較的確かに豫算額を

算出することが出来る。即ち所謂確定的計算方法に依り得るものである、故に此等収入の見積に就ては茲に事新しく論評する必要かない。

此の如く収入の中で論評するを要せないものを除くと、残れるものは租税収入、印紙収入、官業及官有財産収入、雑収入、官有財産拂下代の數種に過ぎない事となる。然るに此中に於ても、學理的に分類すれば同一様に見ることを得るもの少くない。即ち印紙収入中の租税収入は租税収入として論すべく、印紙収入中の手数料使用料等の収入は雑収入中の手数料使用料の収入と一緒にして論すべく、文雜収入中の官業及官有財産収入は他の官業及官有財産収入と一緒に論せねはならぬ。次に官有財産拂下代は我國に於ては年々歳々繰返さるゝ収入にして、經常收入と見ても差支ない、經常收入として見れば所謂官有財産の収入と同一視することが出来る、何れにしても官有財産の拂下は政府の意思に依て其種類や其範圍數量が定まるのであるから、それに代價が分つて居れば比較的確實に其収入を見積ることが出来る、只物價の常に變動して已まぬものにありては、見積方法に苦心を要するのであるが、そうなれば官業に於ける生産物并に官有財産の果實を賣て得べき収入を見積ると選ぶ所がなくなるのである。

此の如く論し來れば、我國収入豫算の見積に關しては、租税収入、手数料使用料等の政府収入官業及官有財産収入に就て研究せねはならぬ。

尙進て考ふるに、収入豫算見積の當否が豫算全體に至大の影響を及ぼすものは収入中で重きをなすものでなければならぬ、そこで何が収入全體の中で重きをなして居るかを見るの必要を生ず

る。

今大正八年の豫算に就て之を見るに収入總額は十億六千四百十九萬三百四十圓に達して居るが公債募集金借入金、前年度繰入金、計算上の収入、經費分擔金は之を除て見ねはならぬ、これを計算すると左の如くである。

公債募集金	二四、〇八六、四三〇	經費分擔金	一〇、六七〇、二二二
借入金	二二、〇〇〇、〇〇〇	計	一二〇、四九九、七三四
前年度繰入金	二七、三二七、八〇六	殘額	九四三、七九〇、六〇六
計算上の収入	三六、三一五、二七六		

次に此九億四千三百餘萬圓の収入が何より成り立つて居るかを見るに左の如くである。

經常部		臨時部	
租稅收入	四九二、八〇一、九九一	戰時利得稅	九二、六二五、三四九
印紙收入	五、九五三、四四六	官有物拂下代	三、九四二、九八七
官業及官有財産收入	二六〇、〇二五、九一五	下賜金寄附金	四、六七四、九〇〇
雜收入	五、九二九、七二八	雜收入	三一、八三六、二九〇
計	八一〇、七一一、〇八〇	計	一三三、〇七九、五二六

此表で見れば租稅收入は經常部臨時部を合算して六割強を占め、官業及官有財産收入は三割弱を占めて居る。そこで我國收入豫算に於ては租稅收入、官業及官有財産收入で持ち切て居ると謂つてよい。是に於て收入豫算の見積を論せんとせば主として租稅收入官業及官有財産收入に就て論せねばならぬ。尙印紙收入中に租稅もあり手數料使用料もあれば、是れ亦逸すべきでない、余は以下租稅收入印紙收入官業及官有財産收入の見積方法に就て研究して見やうと思ふ。(以下次號)